

大阪市条例第76号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
本市に幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 幼稚園 名称 位置 [略] [削る] [略] [略]	[同左] 幼稚園 名称 位置 [同左] <u>大阪市立六反幼稚</u> 大阪市平野区長吉 <u>園</u> 六反5丁目 [同左] [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。